

利 用 者 の た め に

1 調査の目的

漁業協同組合の職員に関する実態を把握し、漁協に対する指導を行う上での基礎資料とすることを目的としている。

2 調査の対象

都道府県知事認可の漁業協同組合のうち、沿海地区出資漁業協同組合
(調査対象数：879、回答数：874、回答率 99.4%)

3 調査事項

- (1) 年齢別、性別の職員数
- (2) 9月に支払った1か月分の給与、職員の平均勤続年数等
- (3) 1週間における所定内労働時間
- (4) 週休2日制の実施状況
- (5) 定年制
- (6) 退職した職員がいる場合の退職金
- (7) 採用した職員がいる場合の初任給

4 調査期日

調査対象期間は令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に終了した事業年度であり、時点に関するものは当該事業年度末現在によって調査を実施した。

5 調査方法

本調査は、都道府県から調査対象に対して、郵送により調査票を配布・回収する自計調査の方法で行った。

ただし、調査対象の希望があった場合は、電子メールにより調査票を配布・回収する自計調査の方法で行った。

6 集計方法

本調査の集計は、水産庁水産経営課において行った。

調査結果を単純積み上げで算出し、全国計の数値は、都道府県ごとの計を積み上げて算出した。

7 実績精度

本調査は全数調査のため、実績精度の算定は行っていない。

8 用語の解説

沿海地区漁業協同組合	水産業協同組合法第18条第1項に規定する資格を有する者で構成される漁業協同組合のうち、「内水面地区漁業協同組合」及び「業種別漁業協同組合」を除いたものをいう。
------------	---

9 その他

(1) 統計表の数値については、集計値の原数を四捨五入しており、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

(2) 表中に用いた記号は、次のとおりである。

「0」：単位未満（例：0.4 千円→0 千円）

「－」：調査は行ったが事実のないもの

「…」：事実不詳又は調査を欠くもの

「△」：負数又は減少したもの

「x」：個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

(3) 秘匿措置について

統計調査結果について、調査対象者数が2以下の場合には、個人又は法人その他の団体に関する調査結果の秘密保護の観点から、当該結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体（計）からの差引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。

(4) この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「令和2年度都道府県知事認可漁業協同組合の職員に関する一斉調査」（農林水産省）による旨を記載してください。

(5) 本統計の累年データについては、農林水産省ホームページ「統計情報」の分野別分類「水産業」の「都道府県知事認可の漁業協同組合の職員に関する一斉調査」で御覧いただけます。

【 https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/gyokyo_syokuin/index.html#r 】

なお、統計データ等に訂正があった場合には、同ホームページに正誤表とともに修正後の統計表等を掲載します。

10 お問い合わせ先

農林水産省大臣官房統計部 経営・構造統計課センサス統計室 農林漁業構造統計班

電話：（代表）03-3502-8111 内線 3664

（直通）03-3502-8093

FAX： 03-5511-7282

農林水産省水産庁 水産経営課 指導第1班

電話：（代表）03-3502-8111 内線 6569

（直通）03-3502-8416

FAX： 03-3591-1180

※ 本調査に関する御意見・御要望は、上記問合せ先のほか、農林水産省ホームページでも受け付けております。

【 <https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/tokei/kikaku/160815.html> 】